

第1節 施策体系

5つの基本目標を柱に、環境の保全と創造のための施策を以下の体系に沿って展開します。

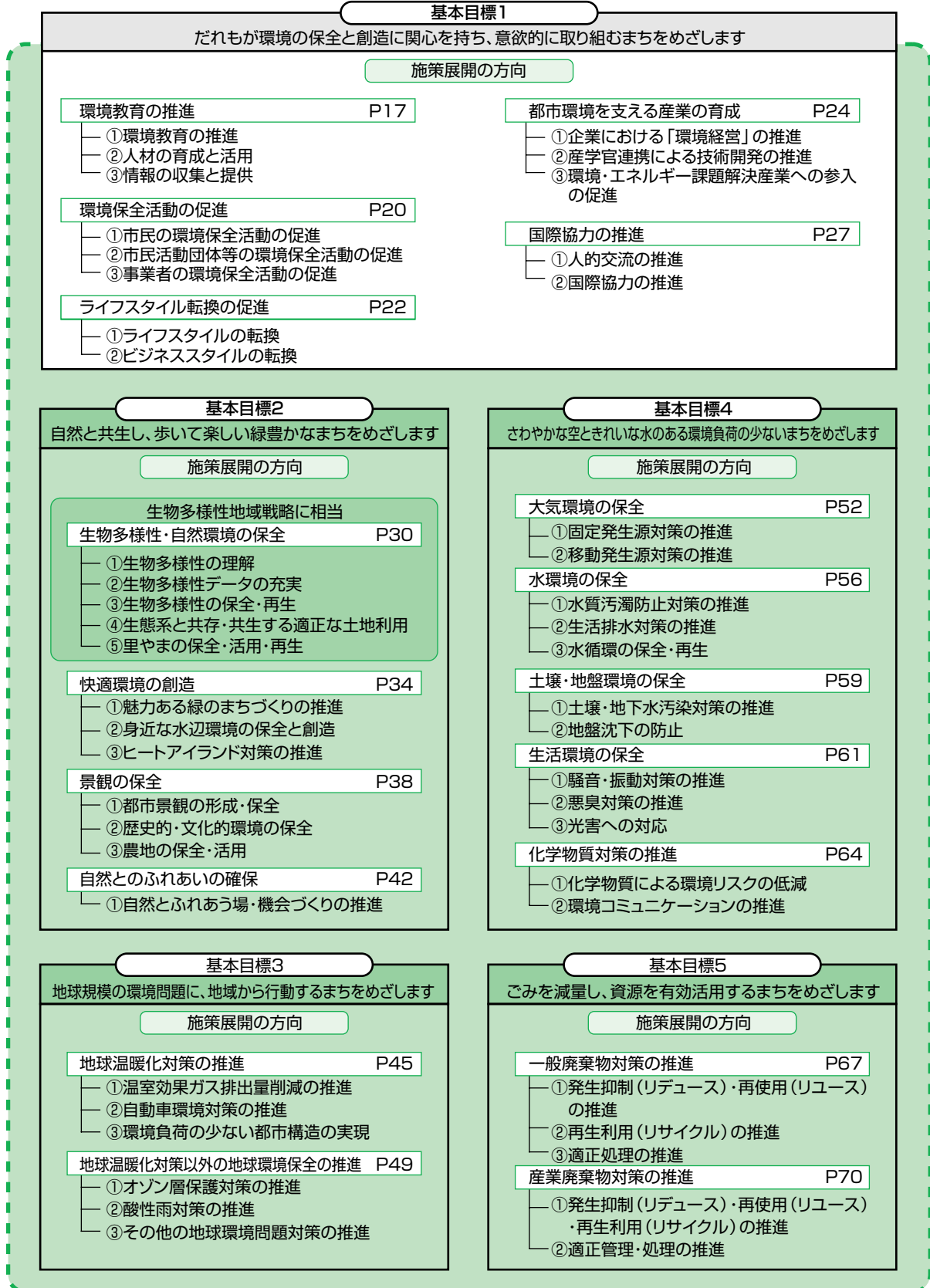


図3-0-1 施策体系

第2節 施策

基本目標 1 だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします

【基本目標（再掲）】

市民、事業者、学校、市などすべての主体が環境の保全と創造に取り組んでいくためには、一人ひとりが環境に関心を持ち、自分に何ができるかを考え、行動することが大切です。そして、各主体の自主的・自発的な活動を促進するとともに、各主体の連携・協働を可能にするネットワークづくりを進めることが重要です。そのため、環境への意識の向上や、行動の促進に向けて、環境問題について学ぶ場や機会を増やしていく必要があります。

このため、日常生活や事業活動のあらゆる場面に環境への配慮を織り込むとともに、環境教育・学習の場や機会の拡充、各主体の環境の保全と創造に関する活動やライフスタイル、ビジネススタイルの転換を促進するなど、だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします。

【施策体系（再掲）】

「だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします」の施策体系は以下のとおりです。

なお、基本目標 1 は、他の 4 つの基本目標の実現に向けて行動する際の共通の視点として位置づけています。

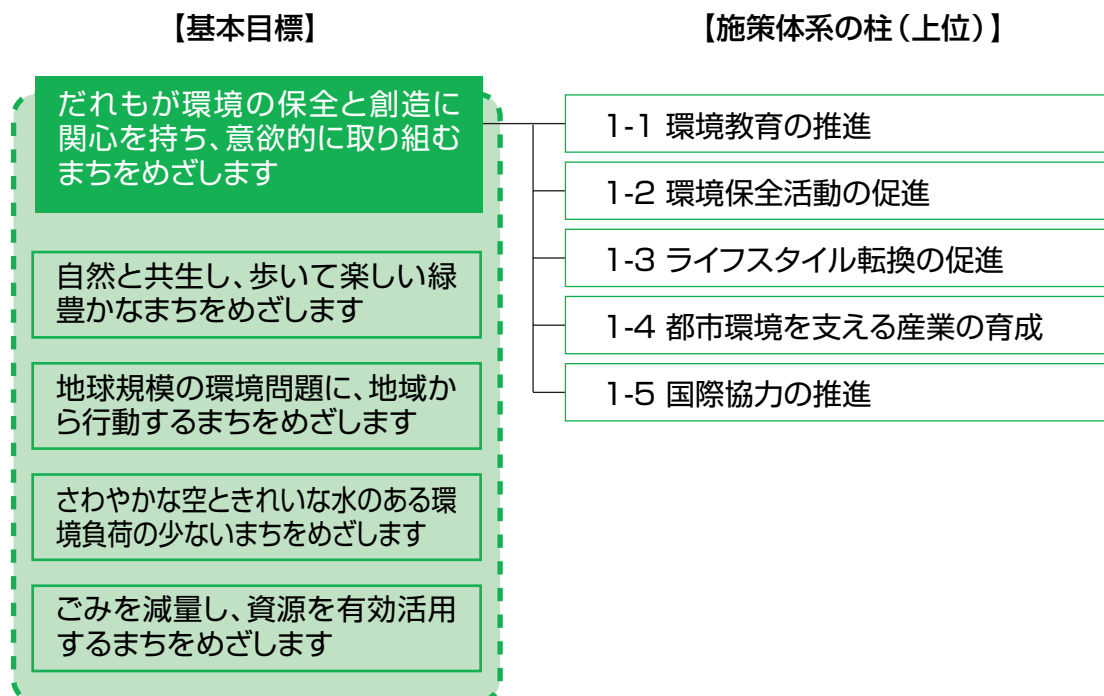


図3-1-1 「だれもが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むまちをめざします」の施策体系

1-1 環境教育の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

環境問題は、日常生活や事業活動に起因しています。その解決を図るためには、私たち一人ひとりが環境とのかかわりについて理解し、環境に配慮した行動を実践していくことが重要です。

国の「21世紀環境立国戦略」においても、「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が、重点的に着手すべき戦略のひとつに挙げられています。

市では、「さいたま市環境教育基本方針」を策定し、市民、事業者、学校、市などすべての主体が連携・協働して、環境教育の推進に取り組んでいくこととしています。

市内の各学校においては、地域の自然や社会の中での体験的な学習や問題解決的な学習を通して、環境への関心を高め、環境を大切にすることを育るとともに、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した主体的な行動がとれる児童生徒を育てることを目的として、環境教育を推進しています。

市教育委員会では、小・中学校における環境教育のための資料集や「さいたま市の学校における環境教育基本計画」を作成しています。

また、生涯学習を推進する公民館が実施する講座においても、各種の環境関連講座に取り組んでいます。

市では、いつでも、どこでも、だれでもが環境教育に取り組むことができるように、既存の環境施設を中核施設及びサテライト施設と位置づけた「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」を構築し、さまざまな情報提供の場としています。大宮南部浄化センターを中核施設として、施設見学や展示、講座開催など環境への関心を高める機会づくりに取り組んでいます。

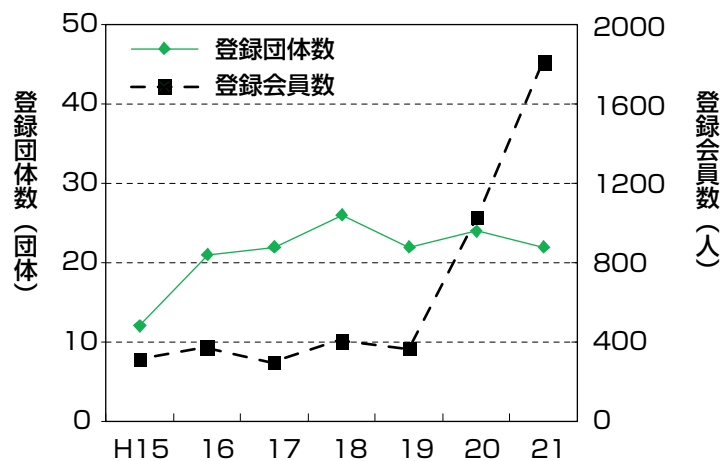


図3-1-2 子どもエコクラブ登録団体数・会員数の推移

「子どもエコクラブ」は、環境省や全国の自治体、企業等が連携し実施している事業です。市はコーディネーターとして、参加団体の募集、イベントや研修会の情報提供などにより、事業を支援しています。平成21年度における市内の登録団体数は22団体、登録会員数は1,810人となっています。

イ) 課題

環境教育は、「いつでも、どこでも、だれでも」がそれぞれの興味や関心にあわせて、さまざまな場面で取り組めることが重要です。地域のあらゆる環境教育資源を活用して環境教育を活発化する必要があります。

子どもエコクラブは、今後も学校等への紹介による働きかけを行い、学校における環境教育との連携をより一層進める必要があります。

(2) 個別目標

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、年齢に応じた環境教育の充実に努めるとともに、地域のさまざまな環境教育資源を活用し、いつでも、どこでも、だれでもが取り組める多様な環境教育・学習の機会の提供、環境教育を推進するための人材の育成など環境教育を推進します。

「環境教育の推進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-1-1 「環境教育の推進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
環境教育拠点施設数 (環境総務課)	8施設	20施設
さいたま市環境フォーラム参加者数 (環境総務課)	1,050人	2,000人
こどもエコクラブ登録団体数・会員数 (環境総務課)	22団体・1,810人	75団体・3,300人
環境局ホームページアクセス件数 (環境総務課)	1,991件/日	3,000件/日

(3) 施策展開の方向

「環境教育の推進」の施策体系は以下のとおりです。

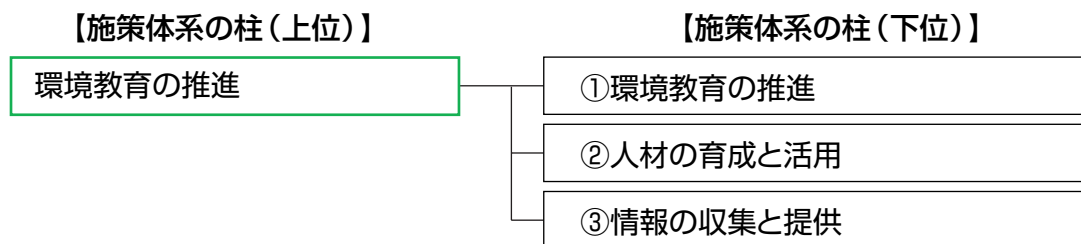


図3-1-3 「環境教育の推進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

① 環境教育の推進

【環境教育の充実】

- ・ 保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の各段階で、環境教育の充実が図られるよう、学校ピオトープの管理、ホタル飼育など各学校が独自に取り組んでいる環境教育の実践の支援を行うとともに、環境教育研究校の指定、環境教育資料の作成や提供など、環境教育の総合的、継続的な取組の支援を行います。
- ・ 教職員に対する環境教育の理解や手法の取得など、環境教育の指導者の育成を行うとともに、環境に関する教材の作成や人材の派遣などに努めます。
- ・ 専門知識と技術を有する大学などにおいては、市民、事業者、小・中学校や高等学校、市と連携が期待されるとともに、自らの学生に対する環境教育の実践が期待されます。

【環境学習の推進】

- ・既存の環境施設などを活用した「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」の範囲を広げ、環境学習の場、環境情報の収集及び提供の場、地域の活動及び交流の場としての機能と内容を拡充します。
- ・公民館等において環境に関する各種講座を実施します。
- ・地域の中で子どもたちが自発的に環境学習活動を行うこともエコクラブや日本宇宙少年団の活動に対しても支援を行います。
- ・小学校での電気自動車教室を開催し、次代を担う子どもたちに対して環境保全への理解を促進します。

②人材の育成と活用

- ・学校、社会教育施設、地域の住民組織などとのパートナーシップのもと、地域の環境学習の核となる人材を育成するとともに、市民、事業者、学校、市などすべての主体が環境保全活動を推進します。
- ・市民、事業者、学校、市などすべての主体が環境保全活動を推進していくために、それぞれの主体においても自主的に活動を推進できる人材の育成・活用に努めます。

③情報の収集と提供

- ・大気や水質等の公害に関する情報、廃棄物やリサイクルに関する情報、また、イベントに関する情報などの環境関連情報を共有するため、ホームページや市報、報告書等を通じて情報を提供していきます。
- ・図書館において除籍した書籍は、「さいたま市図書館リサイクル事業実施要領」に基づき、市内の社会福祉施設や学校、読書活動に携わる団体、個人等に提供し、活用を図っています。また、環境問題に関する資料を今後も積極的に収集し、提供していきます。

1-2 環境保全活動の促進

(1) 現況と課題

ア) 現況

地球環境の保全を図るためには、市民、事業者、学校、市などすべての主体がそれぞれの役割を果たしていくことが必要です。

さいたま市では、市民や市民活動団体、事業者とのパートナーシップにより、緑化活動、市内の自然緑地の保全活動、ごみリサイクル活動等さまざまな環境保全活動が行われています。

現在、環境に関する活動を行う市民活動団体は「市民活動ガイドブックさいたま」に掲載している団体と「さいたま市市民活動サポートセンター」に登録している団体を合計すると、平成21年度は94団体となっています。

また、地域との交流を目的に、事業者がさまざまな分野や手法による地域貢献活動に取り組んでいます。地域の清掃活動や森林の整備、環境配慮型施設での見学者の受け入れ、学習会の開催といった取組を通じて、地域社会とのつながりづくりを行っています。

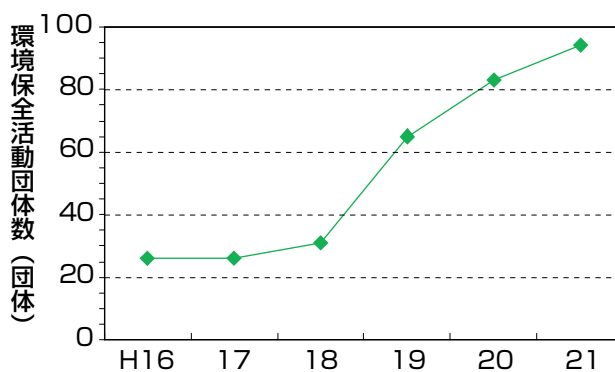


図3-1-4 環境保全活動団体数の推移

イ) 課題

市内で活動するさまざまな団体が活動を継続し、活発化していくためには、活動を分かりやすく発信、周知することが大切です。既存の環境関連施設などを活用した「ネットワーク型環境教育拠点施設@さいたまCITY」を一層充実させるとともに、環境保全活動のリーダーやコーディネーターの育成、体験学習の場や環境教育に関する情報の提供により、環境への市民の関心を高め、活動への参加を促していく必要があります。

また、地域社会の一員である事業者の活動が、市民にも十分理解され、地域社会全体との共存共栄を実現するためには、事業者においても、CSR（企業の社会的責任）の一環として、環境保全活動に積極的に取り組むことが求められます。そこで、事業者の規模や置かれている状況に応じた活動が推進されるための仕組みづくりが必要です。

(2) 個別目標

市民、市民活動団体、事業者等の環境保全活動を促進するため、すべての主体がパートナーシップのもと、さまざまな支援を推進するとともに、活動を通じた人と人とのつながりや地域の“絆”を深めます。

「環境保全活動の促進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-1-2 「環境保全活動の促進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
環境保全活動団体数 (環境総務課)	94団体	増加
さいたま市環境フォーラム参加者数【再掲 表3-1-1】 (環境総務課)	1,050人	2,000人

(3) 施策展開の方向

「環境保全活動の促進」の施策体系は以下のとおりです。

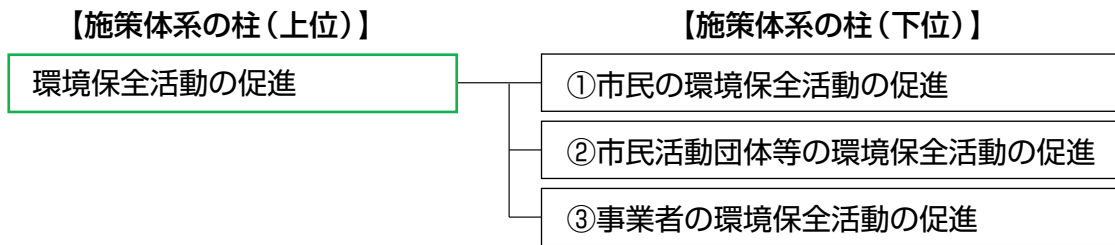


図3-1-5 「環境保全活動の促進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①市民の環境保全活動の促進

- ・環境問題に関心を持ち、理解を深めるきっかけづくりのため、さいたま市環境フォーラム、さいたまエコシアター、リサイクルフェア、市民清掃活動等のイベントを、市民や市民活動団体、事業者等とのパートナーシップにより開催していきます。
- ・自発的な取組を促進するため、ごみ減量運動や緑化活動など市民が主体的に行う活動への支援、活動場所の提供やアドバイザーの派遣などに努めます。
- ・環境の保全と創造に共通認識を持ち、積極的な参加を促進するため、市民、事業者、学校、市などすべての主体が連携・協働して情報の提供、参加の場づくりなどを行うことによりネットワークづくりを推進します。

②市民活動団体等の環境保全活動の促進

- ・市民活動に関するさまざまな情報を提供するとともに、活動場所の提供や活動全般についてのアドバイスなどを行うことにより、市民が自発的・自主的に参加し、環境の保全と創造に向けて取り組む活動を支援します。

③事業者の環境保全活動の促進

- ・CSR（企業の社会的責任）の一環として市内の事業者による環境保全活動などへの積極的な参画を促すため、さいたま商工会議所や財団法人さいたま市産業創造財団等と連携を図りながら、先行事例の紹介やセミナーの開催などを実施します。

1-3 ライフスタイル転換の促進

(1) 現況と課題

ア) 現況

環境問題の解決にあたっては、市民、事業者、学校、市などすべての主体が、省エネルギー・省資源など環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルを実践していく必要があります。

市では、埼玉県と連携して、環境に配慮した生活の実践により削減した二酸化炭素を確認できる「エコライフDAYチェックシート」を活用し、だれもが取り組める環境に配慮したライフスタイルの普及に努めています。市内の学校の児童・生徒の参加を中心に年々参加者は増加しており、平成21年度は36,291人が取り組みました。

市内には、現在14路線の鉄道が走っており、33の駅があり、鉄道の利便性が高い状況にあります。平成21年度の鉄道利用者数は一日あたり約175万人でしたが、平成11年以降、人口の伸び率とほぼ並行して、鉄道利用者数が増加しています。

一方、市内を運行するバスの利用者は、平成5年度には年間約8,790万人でしたが、平成13年度には約4,810万人と徐々に減少しました。しかしその後は微増傾向にあり、平成21年度のバス利用者数は約5,117万人となっています。

事業者では、クールビズやウォームビズ、エコドライブ等の取組が行われています。また、電気自動車や天然ガス自動車、ハイブリッド自動車の導入に取り組む事業者も増えています。

イ) 課題

環境問題を解決していくためには、だれもが環境に関心を持ち、家庭や職場など身近な場で、環境に配慮した行動を実践していくことが大切です。

そのためには、一人ひとりの心がけやちょっとした工夫でできる環境に配慮した行動についての情報を提供していくとともに、市民活動団体や事業者等とも協力しながら普及・啓発に努めていく必要があります。

また、自動車に頼るばかりではなく、徒歩、自転車の利用、鉄道やバス等の公共交通機関の利用への転換も引き続き推進していく必要があります。

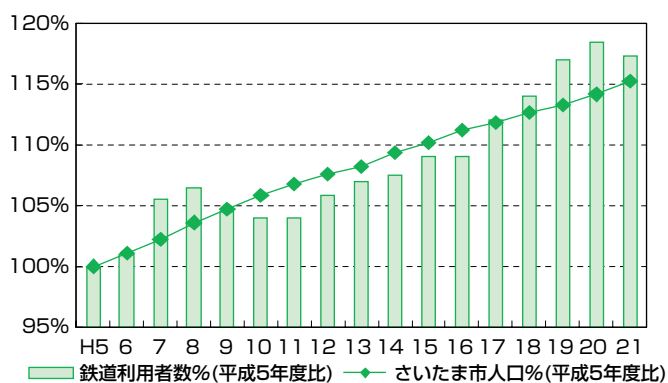


図3-1-6 市民一日あたり鉄道利用者数と人口の増減

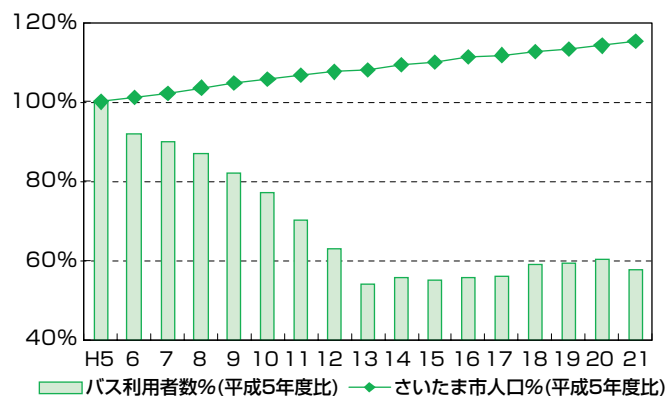


図3-1-7 市民年間バス利用者数と人口の増減

(2) 個別目標

日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が、環境に多大な影響を与えていることを理解し、ライフスタイルを環境負荷の低いものとしたり、環境対応型企业経営を推進するよう、市民、事業者、学校、市などすべての主体がさまざまな機会を設け、取組を促進します。

「ライフスタイル転換の促進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-1-3 「ライフスタイル転換の促進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
エコライフDAY参加人数 (地球温暖化対策課)	36,291人	50,000人

(3) 施策展開の方向

「ライフスタイル転換の促進」の施策体系は以下のとおりです。

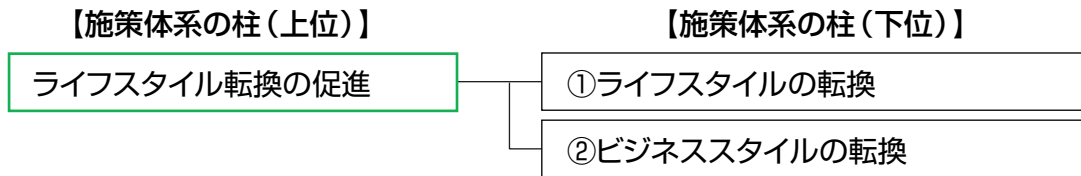


図3-1-8 「ライフスタイル転換の促進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

① ライフスタイルの転換

- ・日常生活の中で取り組むことができる環境配慮行動に関する情報の普及・啓発に努めます。
- ・鉄道やバスといった公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、近距離の移動には自転車の利用や徒歩を呼びかけるなど、環境負荷の少ない移動手段への転換を推進します。
- ・市は率先してエコドライブの実践やマイカー通勤の自粛などに努めます。
- ・自動車を利用する場合は、環境にやさしい運転方法であるエコドライブの普及・啓発に努めます。
- ・電気自動車導入に対して、補助制度の創設などの優遇策を検討します。

② ビジネススタイルの転換

- ・クールビズやウォームビズの実施、室内温度や照明等の適切な調整など、日頃の仕事の中で環境配慮行動に取り組むビジネススタイルに転換していくことを推進するため、関連情報の提供による普及・啓発に努めます。
- ・環境負荷の少ない製品・サービスなどを優先して購入するグリーン購入の普及・啓発に努めます。
- ・エコ通勤を推進することで、公共交通機関の利用促進などに努めます。
- ・自動車を利用する場合は、環境にやさしい運転方法であるエコドライブの普及・啓発を行うとともに、事業活動に利用する自動車には次世代自動車の導入を積極的に検討します。
- ・電気自動車導入に対して、補助制度を実施しています。

1-4 都市環境を支える産業の育成

(1) 現況と課題

ア) 現況

京都議定書以降の目標として、国は、平成32年（2020年）に平成2年（1990年）比で25%の温室効果ガスの削減を掲げており、地球温暖化対策への企業の取組も一層強化する必要に迫られています。

こうした中、世界各国では地球環境問題と経済や景気の問題を共に解決するための方法として、環境・エネルギー分野に積極的に財政的な支援を行うグリーン・ニューディール政策が検討又は実施されるようになりました。

国は、平成21年12月に閣議決定した「新成長戦略」の中で、これからの日本を成長させる戦略の一番目にグリーン・イノベーションを挙げ、環境・エネルギー分野で集中的な投資を行うことによって市場と雇用の創出を図りながら、環境問題を解決していくことを目標として掲げました。同時に、こうした施策への取組によって、地方から経済社会構造を変革するモデルの構築をめざしています。

国の調査によると、産業部門（製造業・農林水産業等）からの二酸化炭素排出量のうち9割以上を製造業が占めており、その多くが大型工場を所有する大企業からの排出で、中小企業からの排出量の割合は1割程度となっています。一方、業務部門（商業・サービス・事務所等）からの二酸化炭素排出量を見ると、中小企業からの排出量の割合が4割を超えており、中小企業の割合が高くなっています。

さいたま市では、商業・サービス業等の第3次産業に属する事業所が、全体の約78%を占めており、また、市内事業所の約99%が中小企業となっています（平成18年「事業所・企業統計調査」）。

また、さいたま市では、市外からの人口流入が続き、住宅建設が盛んに行われる中、地域で古くから事業を営んでいた製造業においては、住宅地と工場が隣接する環境での操業を余儀なくされており、工場等から出される騒音や排気ガスなどは、地域住民にとって大きな問題となっています。

環境問題に対応しながら事業活動を行うことは、地域や国内のみならず国際的にも広く求められていますが、市内企業の中には、自社が有するさまざまな技術やノウハウなどを活用し、他の企業や地域全体の省エネルギー化や温暖化抑制に貢献しているところも見られます。

イ) 課題

企業が持続可能な事業活動を展開し、環境対策と地域経済活性化の両立が図られるためには、個々の市内事業所において、二酸化炭素排出量の削減など適切な環境対策を講じることが重要となっています。しかし、市内企業の大半は中小企業であるため、個々の企業の実情に応じ、きめ細かな支援を行う必要があります。

また、「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に基づく温室効果ガスの削減などに関する計画（環境負荷低減計画）の作成を通じ、事業活動の点検と改善を通じた環境経営を促していく必要があります。

企業における環境対策のみならず、次代を見据えた「新たな産業分野としての環境」の位置づけも極めて重要です。国の「新成長戦略」においても、強みを活かす成長分野の第一に「グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略」が位置づけられており、産学官が一体となって、市内企業が持つ高度な技術や多彩なノウハウを用いて、環境・エネルギー課題解決産業への積極的な参入を促し、市内企業の競争力強化、ひいては地域経済の持続的発展につなげることが重要です。

(2) 個別目標

事業者や大学・研究機関等と連携し、環境関連ビジネスの育成や持続可能な技術やサービスの開発などを推進します。

「都市環境を支える産業の育成」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-1-4 「都市環境を支える産業の育成」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
産学連携による共同研究開発に対する支援実績 (産業展開推進課)	1件	10件
環境マネジメントシステム認証取得事業所件数 (環境総務課)	225件	300件

(3) 施策展開の方向

「都市環境を支える産業の育成」の施策体系は以下のとおりです。

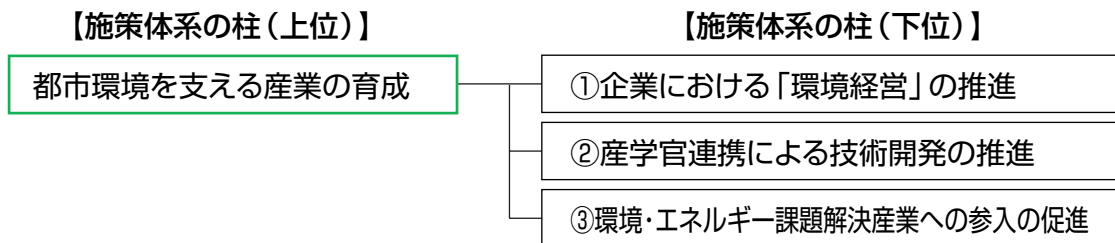


図3-1-9 「都市環境を支える産業の育成」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①企業における「環境経営」の推進

- ・個々の産業や企業の実情を踏まえつつ、環境負荷の低減や循環型社会の構築、地域社会に配慮した操業環境の整備など、持続可能な事業活動の実現を図るため、相談体制や研修機会の充実を図ります。
- ・事業者に対しては、自発的な環境保全活動が推進されるよう、ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの取得支援に向けた普及・啓発を行います。
- ・環境対応型企业経営の推進を積極的に展開している企業のPRや、取引機会の拡大に向けた支援に努めます。

②産学官連携による技術開発の推進

- ・スマートグリッドや次世代自動車等の次世代エネルギー技術をはじめとした、高度な環境技術の研究開発や製造品の供給などにおいて、市内の大学や企業が主導的な役割を果たせるよう、「さいたま市テクニカルブランド企業」と市内外の大学・研究機関を中心としたオープン・イノベーションによるネットワークや、市内のものづくり企業からなる連携体の構築を図り、官民一体となった共同研究の推進や受注体制の強化をめざします。

③環境・エネルギー課題解決産業への参入の促進

- 環境負荷の低減や循環型社会の構築、3 R^{スリーアール}の推進などに有益な「さいたま市発ビジネスモデル」の創出に向け、市内企業等が持つ技術、サービス、ノウハウ等について、官民が一体的連携を図りながら、その発掘と育成を行います。
- 環境分野への事業展開にあたっては、国内外のさまざまな規制や規格、取引相手から求められる独自の高度な基準に対し、原材料の調達から製品が消費者に届くまでの流れ（サプライチェーン）に係る事業者全体で対応する必要があるため、専門家による相談の充実など支援策を検討します。

1-5 国際協力の推進

(1) 現況と課題

ア) 現況

環境問題は、特定の地域に限定した問題ではなく、地球に住む人々全体の問題です。そのため、地球環境問題の解決にあたっては、世界各国の人々が、市民、事業者、学校、行政など、さまざまなレベルで交流と協力を行っていくことが大切です。

国の「21世紀環境立国戦略」では、「グローバル・コモンズ」すなわち「人類の共有の財産としての地球」の考え方に立って、世界の国々と手を携えて取組を進めていくことの大切さが述べられています。また、開発途上国における環境と貧困の悪循環の解消をめざして、日本の環境・エネルギー技術や深刻な公害克服の経験・知恵を活かした国際協力を展開することが謳われています。

市では、海外6都市と姉妹・友好都市提携を結び、それぞれの都市と教育・スポーツ・文化等幅広い分野で、行政・市民レベルにおける活発な交流を行っています。

また、市では、国や独立行政法人国際協力機構（JICA）、その他の団体と連携し、海外からの研修生の受入れなどを積極的に行っています。

イ) 課題

市の優れた設備と技術を有する環境関連施設や、これまでの環境の保全と創造への取組の経験を活かし、環境分野における国際協力への貢献を推進していく必要があります。

(2) 個別目標

地球環境問題の解決のためには、国際的な連携・協力が不可欠であることから、環境分野での国際協力を推進します。

「国際協力の推進」の指標及び数値目標は下表のとおりです。

表3-1-5 「国際協力の推進」の指標及び数値目標

	現況値 (平成21年度)	目標値 (平成32年度)
JICA研修生等受入数(水道局) (水道総務課)	11人	継続
環境関連施設における海外視察受入数 (大宮南部浄化センター)	63人	継続

(3) 施策展開の方向

「国際協力の推進」の施策体系は以下のとおりです。

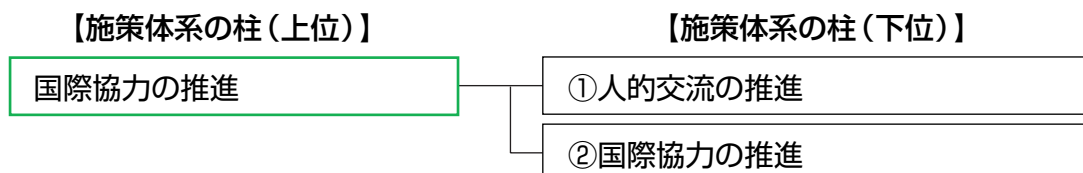


図3-1-10 「国際協力の推進」の施策体系

施策体系の柱（下位）の施策・事業等、実施の方向性は以下のとおりです。

①人的交流の推進

- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際的な機関、NGO・NPO等や、他の自治体と連携しながら、研修生の受け入れなどの国際的な環境保全の推進に努めます。
- ・地球規模の環境問題は、すべての人が当事者であることを理解し、市民一人ひとりが関心を持ち、考え、できることから行動するよう情報の収集・提供による啓発を推進します。

②国際協力の推進

- ・独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際的な機関、NGO・NPO等や、他の自治体と連携しながら、適切な国際協力を推進していきます。
- ・国際的な環境保全の取組の促進に向けて、環境政策や事業の情報交換、交流を推進するとともに、開発途上国への支援・協力を図ります。